

番号  
令和6年6月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 二宮町地域公共交通活性化協議会  
住 所 二宮町二宮 961 番地  
代表者氏名 会長 梶田 佳孝

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、  
関係書類を添えて申請します。

令和6年6月 日

(名称) 二宮町地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二宮町は、JR東海道本線の二宮駅を起点とし、国道1号と県道71号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。

しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。

このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成25年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。

しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成29年9月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。

コミュニティバスの再編に際し、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入するとともに、令和4年10月からは、コミュニティバス利用者の利便性向上のため、町北部の大規模小売店舗を経由するようルートを延伸し、ダイヤの再編を行った。

今後、さらなる高齢化の到来や路線バスをはじめとした運転手の不足が見込まれる中、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことの必要性から、町は令和5年度に二宮町地域公共交通計画を策定し、町内公共交通ネットワークにおけるコミュニティバスの位置づけと役割を明らかにし、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通を確保・維持を図ることとしている。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

○コミュニティバス 1日あたりの平均利用数（年平均） 135人/日

（計画策定期の実績 84.1人/日）

○コミュニティバスの割引手形・回数券の購入数（年間合計） 470人/年

（計画策定期の実績 298人/年）

○路線バス（地域間幹線系統）1日あたりの平均利用者数（年平均） 84人/日

（計画策定期の実績 81.4人/日）

○外出に困難を感じている人の割合 15.0%

（計画策定期の実績 19.6%）

○公共交通に関する満足度 3.0点/5点満点

（計画策定期の実績 2.63点/5点満点）

○外出が週1回以下の高齢者割合 10.0%

（計画策定期の実績 14.2%）

○二宮町内の免許証返納者数（年間合計） 160人/年

（計画策定期の実績 125人/年）

（二宮町地域公共交通計画 P32 参照）

(2) 事業の効果

今後増大する高齢者を中心とする交通弱者や交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。（二宮町、地域住民）
- ・高齢者に対する乗り方教室の開催を含めた利用促進を行う。（二宮町）
- ・妊娠婦の母子手帳配布時や8か月面談時に利用促進を行う。（二宮町）
- ・湘南にのみやふるさとまつりの開催日に臨時運行を実施し、これまで利用の無かった層への周知と利用促進を行う。
- ・バス車内に保育園児の絵を掲載し、保育園を通じて保護者への周知を行う。（二宮町、各保育園）
- ・沿線の中学校に利用促進を行う。（二宮町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【費用総額】15,454千円

二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数の把握のため運行事業者よりデータを取得
- ・毎年度実施する町民アンケートに公共交通に関する質問を掲載

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日	ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日	二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日	地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日	二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日	デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日	コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日	デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日	コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日	コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日	コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日	二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
令和元年 11 月 18 日	地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度事業評価の協議
令和 2 年 7 月 27 日～30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
令和 3 年 1 月 15 日～25 日	令和 2 年度事業評価の協議（書面協議）
令和 3 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議等
令和 4 年 1 月 26 日	令和 3 年度事業評価の協議等
令和 4 年 6 月 24 日	生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み
令和 4 年 11 月 8 日～25 日	地域公共交通計画の策定に係る協議等（書面協議）
令和 5 年 1 月 27 日	令和 4 年度事業評価の協議等
令和 5 年 6 月 23 日	生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み
令和 5 年 7 月 24 日～31 日	<u>普通旅客運賃の割引の変更について（書面協議）</u>
令和 5 年 10 月 10 日	<u>地域公共交通計画の策定に係る協議等</u>
令和 6 年 1 月 26 日	<u>令和 5 年度事業評価の協議等</u>
令和 6 年 6 月 27 日	<u>地域公共交通計画認定申請（地域公共交通確保維持事業に係る計画）に係る協議等</u>

## 19. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度	・町民アンケート調査（9月）・町民ワークショップ（11月～12月）
平成 24 年度	・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9月） ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11月～2月） ・町民意見募集（1～2月）
平成 25 年度	・地区説明会（5月・9月）・地区役員との意見交換会（随時）
平成 26 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10月）
平成 27 年度	・地区役員との意見交換会（随時） ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2月）
平成 28 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9月・11月） ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12月～1月）
平成 29 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
平成 30 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
令和元年度	・コミュニティバス車内における利用者アンケート（8月）
令和 2 年度	・町民アンケート調査（12月）
令和 3 年度	・地区説明会及び利用者アンケート（令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月）
令和 5 年度	・町民アンケート調査及びコミュニティバス利用者アンケート調査（6月）

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 神奈川県中郡二宮町二宮 961

(所 属) 二宮町政策部企画政策課（協議会事務局）

(氏 名) 本間 涼

(電 話) 0463-71-3312 内線 357

(e-mail) kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士見が丘児童館前	二宮駅北口	12.8km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	13.2km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	12.3km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	12.7km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	2858
交通不便地域等	547

#### 交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
417	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
130	山西地区	関東運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年  
月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

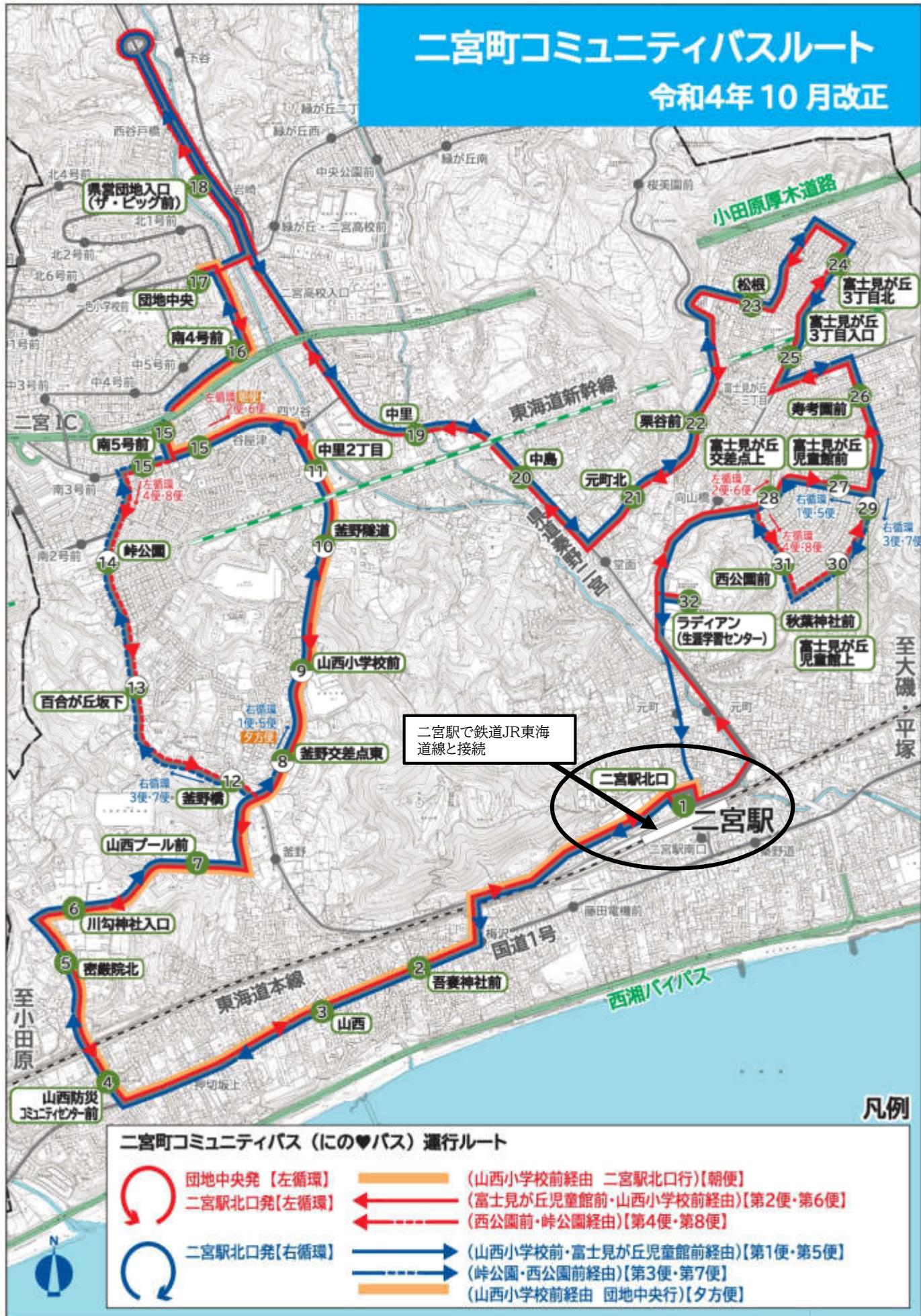
#### (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2 (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2 (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

二宮町コミュニティバスルート  
令和4年10月改正



(平日)

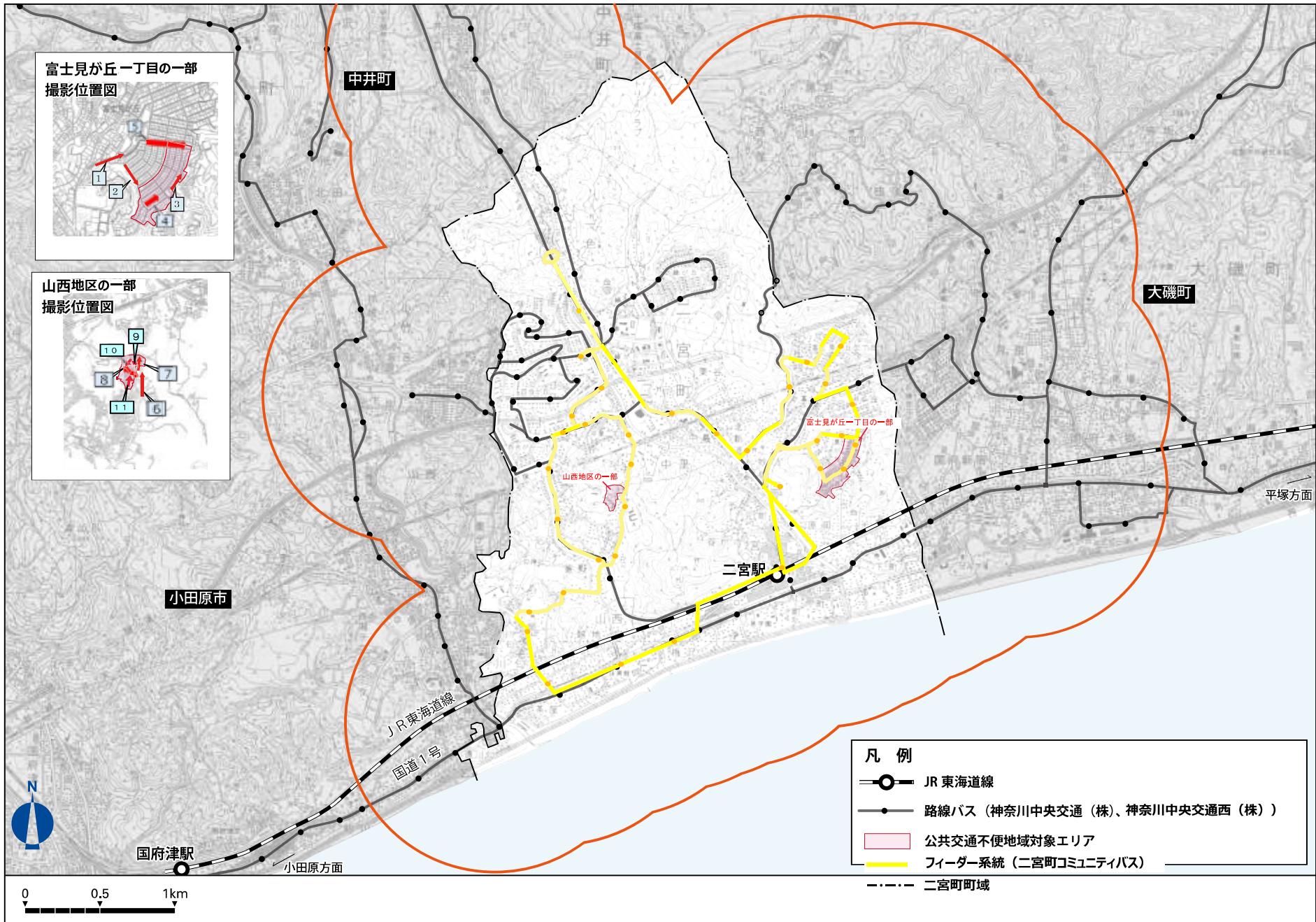
	朝便	第2便	第4便	第6便	第8便
二宮駅北口		09:36	11:36	14:36	17:36
ラディアン		09:38	11:38	14:38	17:38
西公園前			11:41		17:41
秋葉神社前			11:42		17:42
富士見が丘児童館上			11:43		17:43
富士見が丘交差点上		09:42		14:42	
富士見が丘児童館前		09:43		14:43	
寿考園前		09:44	11:44	14:44	17:44
富士見が丘3丁目入口		09:45	11:45	14:45	17:45
富士見が丘3丁目北		09:46	11:46	14:46	17:46
松根		09:48	11:48	14:48	17:48
栗谷前		09:49	11:49	14:49	17:49
元町北		09:50	11:50	14:50	17:50
中島		09:51	11:51	14:51	17:51
中里		09:52	11:52	14:52	17:52
県営団地入口		09:54	11:54	14:54	17:54
団地中央	08:00	10:00	12:00	15:00	18:00
南4号前	08:01	10:01	12:01	15:01	18:01
南5号前	08:02	10:02	12:02	15:02	18:02
峰公園			12:03		18:03
百合が丘坂下			12:04		18:04
釜野橋			12:05		18:05
中里2丁目	08:03	10:03		15:03	
釜野隧道	08:04	10:04		15:04	
山西小学校前	08:05	10:05		15:05	
釜野交差点東	08:05	10:05		15:05	
山西プール前	08:06	10:06	12:06	15:06	18:06
川勾神社入口	08:07	10:07	12:07	15:07	18:07
密厳院北	08:08	10:08	12:08	15:08	18:08
山西防災コミュニティセンター前	08:09	10:09	12:09	15:09	18:09
山西	08:10	10:10	12:10	15:10	18:10
吾妻神社前	08:11	10:11	12:11	15:11	18:11
二宮駅北口	08:15	10:15	12:15	15:15	18:15

	第1便	第3便	第5便	第7便	夕方便
二宮駅北口	08:45	10:45	13:45	16:45	18:30
吾妻神社前	08:47	10:47	13:47	16:47	18:32
山西	08:48	10:48	13:48	16:48	18:33
山西防災コミュニティセンター前	08:49	10:49	13:49	16:49	18:34
密厳院北	08:50	10:50	13:50	16:50	18:35
川勾神社入口	08:51	10:51	13:51	16:51	18:36
山西プール前	08:52	10:52	13:52	16:52	18:37
釜野交差点東	08:53		13:53		18:38
山西小学校前	08:54		13:54		18:39
釜野隧道	08:54		13:54		18:39
中里2丁目	08:55		13:55		18:40
釜野橋		10:52		16:52	
百合が丘坂下		10:53		16:53	
峰公園		10:55		16:55	
南5号前	08:56	10:56	13:56	16:56	18:41
南4号前	08:57	10:57	13:57	16:57	18:42
団地中央	09:00	11:00	14:00	17:00	18:45
県営団地入口	09:02	11:02	14:02	17:02	
中里	09:08	11:08	14:08	17:08	
中島	09:09	11:09	14:09	17:09	
元町北	09:10	11:10	14:10	17:10	
栗谷前	09:11	11:11	14:11	17:11	
松根	09:12	11:12	14:12	17:12	
富士見が丘3丁目北	09:14	11:14	14:14	17:14	
富士見が丘3丁目入口	09:15	11:15	14:15	17:15	
寿考園前	09:16	11:16	14:16	17:16	
富士見が丘児童館前	09:17		14:17		
富士見が丘交差点上	09:18		14:18		
富士見が丘児童館上		11:17		17:17	
秋葉神社前		11:18		17:18	
西公園前		11:18		17:18	
ラディアン	09:20	11:20	14:20	17:20	
二宮駅北口	09:24	11:24	14:24	17:24	

表1添付書類

運行系統名等（申請番号）	該当する便
(1) 二宮町コミュニティバス1（右循環）	第1便、第5便
(2) 二宮町コミュニティバス1（左循環）	第2便、第6便
(3) 二宮町コミュニティバス2（右循環）	第3便、第7便
(4) 二宮町コミュニティバス2（左循環）	第4便、第8便

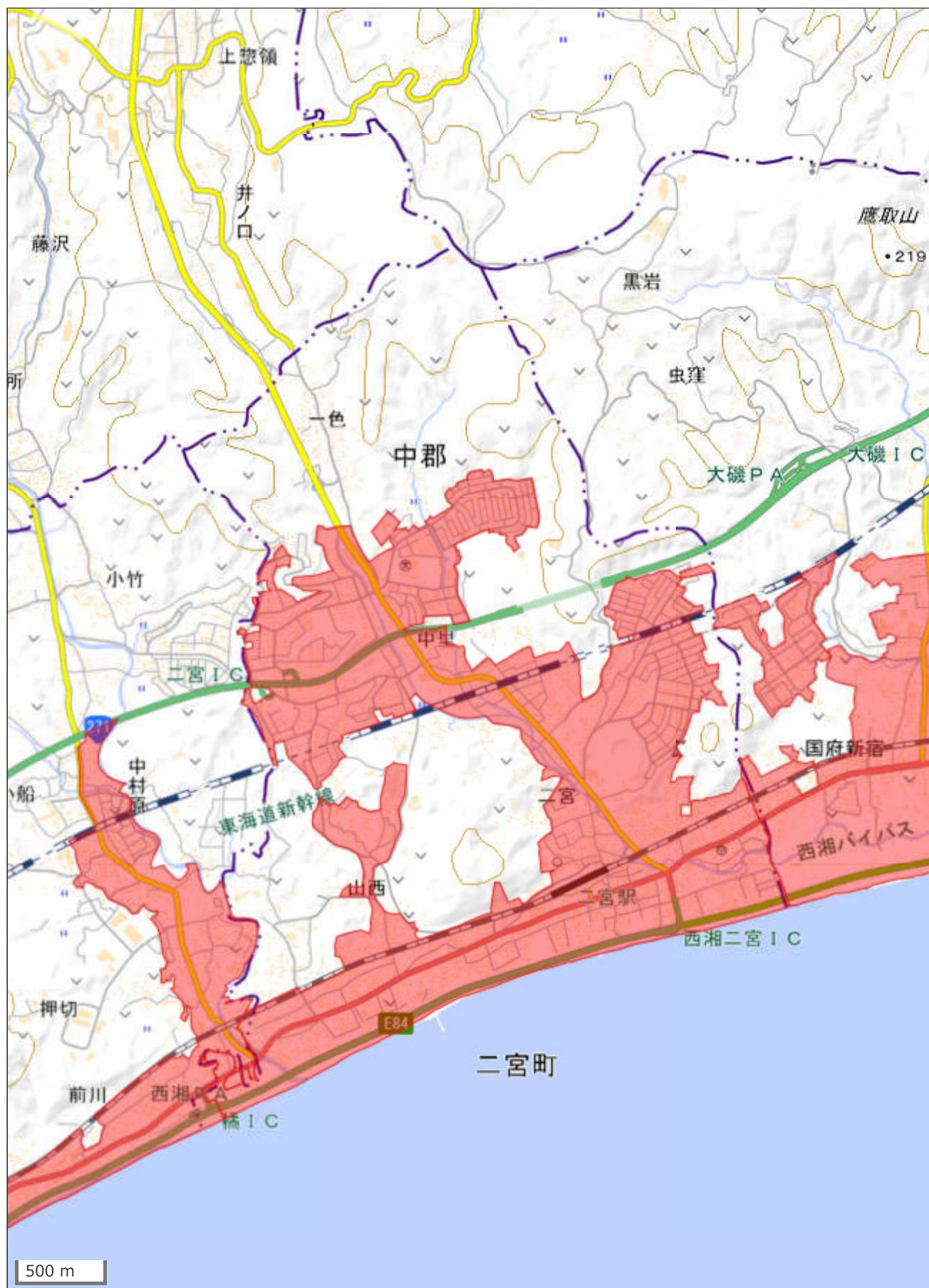
# 指定を受けようとする地域を示した地図



# 地理院地図

GSI Maps

表5 関連資料 人口集中地区以外の地区的地図（非赤色着色箇所）



## 二宮町地域公共交通計画

### 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
二宮町地域公共交通計画 1 ページ、16 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
二宮町地域公共交通計画 16 ページ、19 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
二宮町地域公共交通計画 20 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
二宮町地域公共交通計画 32 ページ～34 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第 17 条第 1 項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法